

# 公益財団法人那須塩原市文化振興公社評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

平成25年4月1日

規程第10号

改正 平成27年4月1日 規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人那須塩原市文化振興公社（以下「公社」という。）の定款第13条第2項の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員が、評議員会に出席したときは、報酬を支払う。その額は、1人あたり日額7,400円とする。ただし、評議員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する者であるときは、この限りではない。

(費用弁償)

第3条 評議員が公社の用務のために出張したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法に関しては、公社職員の旅費に関する規程（平成27年規程第14号）に基づいて支給することとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則（平成25年4月1日規程第10号）

この規程は、一般財団法人那須塩原市施設振興公社の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規程第10号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。